

国保連合会介護給付費適正化システム「福祉用具貸与費一覧表」の改修イメージ（案）

○ 検索用に新たに出力可能とする一覧表

上記一覧表に加え、より詳細な貸与費の状況を把握出来るよう、以下の帳票を追加する。

1 品目別 福祉用具貸与費一覧表

- ・製品毎の価格分布の状況を把握する。

福祉用具貸与費一覧表（品目別）											
品目コード	商品名	販売料金	販売小売額			販売卸額			販売外額		
			販売小売額	販売卸額	販売外額	販売小売額	販売卸額	販売外額	販売小売額	販売卸額	販売外額
00110-000070	スマートフォン（タッチパネル）	200	11,000	50	24	200	60	30	24	200	50
00110-000224	スマートフォン用カバー	200	45,000	100	60	800	200	100	50	800	100
00110-000065	ペッピーワードレール（2本セット）	500	15,000	50	24	300	62	50	24	300	62

2 事業所別及び品目別 福祉用具貸与費一覧表

- ・検索したい価格範囲（例えば外れ値）に存在する製品を提供しているのはどの事業所であるかを把握する。
- ・また、当該事業所ではその他にどのような価格で製品を提供しているのかを把握する。

福祉用具貸与費一覧表（事業所別）											
事業所番号	事業所名	販売料金	販売小売額			販売卸額			販売外額		
			販売小売額	販売卸額	販売外額	販売小売額	販売卸額	販売外額	販売小売額	販売卸額	販売外額
990000001	マスト	200	200	50	24	200	100	11,000	50	24	200
990000001	マスト	200	100	50	400	400	100	50	200	100	50
990000001	マスト	50	50	24	100	100	50	24	50	24	50
990000001	マスト	40	40	24	200	100	50	24	200	100	50
990000002	マスト	500	500	50	24	300	100	15,000	50	24	300

3 被保険者が所在する保険者毎 福祉用具貸与費一覧表

- ・保険者毎に、どの利用者がどこの事業所からどのような価格で製品を提供されているのかを把握する。

福祉用具貸与費一覧表（被保険者所在保険者）											
被保険者番号	被保険者名	被保険者料金	被保険者貸与費			被保険者卸額			被保険者外額		
			被保険者貸与費	被保険者卸額	被保険者外額	被保険者貸与費	被保険者卸額	被保険者外額	被保険者貸与費	被保険者卸額	被保険者外額
000000001	甲子	1	41,000	1,000	41,000	1,000	41,000	1,000	11,000	50	24
000000002	乙未	1	41,000	1,000	41,000	1,000	41,000	1,000	11,000	50	24
000000003	丙午	1	41,000	1,000	41,000	1,000	41,000	1,000	11,000	50	24
000000004	丁未	1	41,000	1,000	41,000	1,000	41,000	1,000	11,000	50	24
000000005	戊午	1	41,000	1,000	41,000	1,000	41,000	1,000	11,000	50	24

介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）（案）

○○ ○○ 様（被保険者番号：14207700XX）

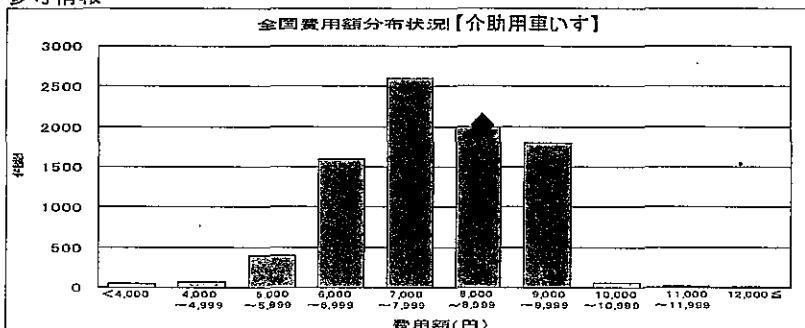
- このお知らせは、あなたが利用する製品と同じものの費用額の分布と、あなたの費用額が分布のどこに位置するかを知っていただくためのものです。

平成 20 年○月分

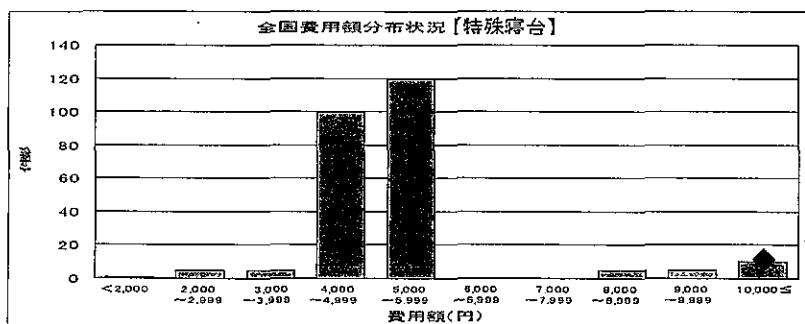
【あなたが利用した福祉用具と費用】

サービス事業所	TASコード	福祉用具商品名	費用額
福祉用具貸与事業所	99999-999999	介助用車いす	8,000
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台	10,500
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台付附属品	2,000

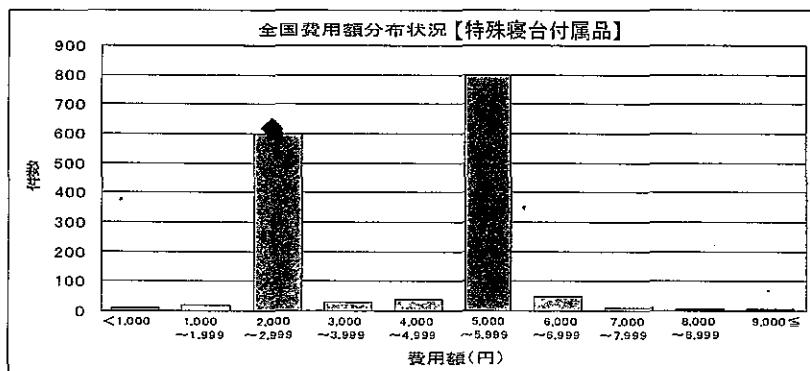
参考情報



	全国	都道府県	保険者
請求件数	10,000	1,000	100
最低費用額	2,000	2,500	2,000
最頻費用額	7,500	7,500	7,000
最高費用額	120,000	100,000	100,000
平均費用額	12,220	10,250	9,700



	全国	都道府県	保険者
請求件数	500	80	10
最低費用額	1,000	1,000	1,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	12,500	11,500	11,000
平均費用額	4,500	4,167	4,000



	全国	都道府県	保険者
請求件数	2,000	500	10
最低費用額	500	1,000	2,000
最頻費用額	5,500	5,500	5,000
最高費用額	10,000	10,000	9,500
平均費用額	3,500	3,667	3,833

※ 費用額は、あなたが福祉用具をレンタルされた際に支払った金額と保険給付額の合計額を記載しています。（特別地域加算分を除く。）

※ 右の表では、あなたが借りている福祉用具と同一製品の貸与価格について、全国、都道府県、保険者それぞれの範囲での、「最低費用額（最も安い価格）」、「最頻費用額（最も請求の多い価格）」、「最高費用額（最も高い価格）」、「平均費用額（平均値）」を表しています。

また、費用額には、搬出入費、メンテナンス費等のサービス費用が含まれている場合もあり、また、価格の分布状況等により平均費用額等が必ずしも代表値とはいえない場合があります。

※ グラフでは、同一製品の価格について、それぞれの価格幅（横軸）について、どれくらい貸与されているのか（縦軸）を示しており、更にあなたが借りた価格（点）も示しています。なお、適正価格を表したものではありません。

（標準帳票のイメージ。記載する福祉用具数、注釈等は保険者により変更可能。）

(2) 平成21年度介護報酬改定に伴う福祉用具種目等の見直しについて

介護保険制度における福祉用具の種目、種類に係る見直しについては、事業者、自治体等からの要望調査を踏まえ、専門家等から構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」（平成20年10月8日、同年同月21日に開催）において議論頂き、当該結論を第58回社会保障審議会介護給付費分科会（平成20年11月14日）へ報告したところである。これらを踏まえ、本年4月の介護報酬改定と併せ次の6つにつき新たに保険給付対象の範囲に含めるための告示改正等を行うこととしている。

また、告示改正にあたり平成21年2月20日までの間、介護報酬改定の内容と併せパブリックコメントを実施しているので、今般の見直しに当たりご活用されたい。

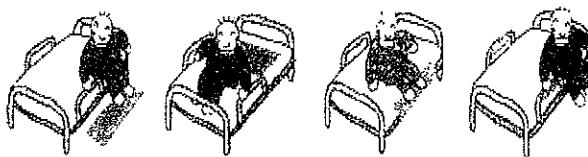
なお、詳細については、解釈通知等によりお知らせする予定であるので、ご留意願いたい。

○ 保険給付の範囲に含める福祉用具及び住宅改修（イメージ）

1. 起きあがり補助装置



2. 離床センサー



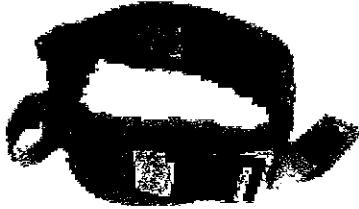
3. 階段移動用リフト



4. 自動排泄処理装置



5. 入浴用介助ベルト



6. 引き戸等の新設

扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合、給付可能

(参考：第54回社会保障審議会介護給付費分科会提出資料（抜粋）)

第4回及び第5回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会での検討結果

○ 保険給付の対象とする方向として結論づけられたもの

告示種目・種類	要望内容	委員からの指摘事項等
【福祉用具(貸与)】		
・体位変換器	・ 起きあがり補助装置	・ 安全上の観点から、床等の上での使用に限定すべき。 ・ 比較的大きなスペースを要する特殊寝台を使用せずに、起きあがりの動作を補助できる。 ・ 特殊寝台導入せども起きあがりの動作を補助できるため、費用が低廉に抑えられるのではないか。
・認知症老人徘徊感知機器	・ 離床センサー	・ 認知症要介護者等を抱える家族にとって有用。 ・ 新たに開発された用具であるが、現行の告示種目においても、保険給付の対象に含まれるものである。
・移動用リフト(つり具の部分を除く。)	・ 階段移動用リフト	・ 多数の保険者が保険給付の対象としていることを鑑み、保険給付の対象とすることを明らかにし、さらに、安全性の確保を徹底すべき。 ・ 操作者は講習受講者に限る等、利用に当たっての安全性を確保すべき。
【特定福祉用具(販売)】		
・特殊尿器	・ 自動排泄処理装置(尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)	・ 真に必要な者、(例えば排便に全介助を要する等)の利用に限定すべき。 ・ 衛生面等に問題がある製品が保険給付の対象とされないようにすべき。
・入浴補助用具	・ 入浴用介助ベルト	・ 介助者の安全性、負担軽減に資するものであり、非常に有用なものである。 ・ 入浴補助用具の一つとして位置付けられるが、他の入浴補助用具を代替する機能を有するものであるため、一概に費用が増加するとはいえないのではないか。
【住宅改修】		
・引き戸等への扉の取替え	・ 引き戸等の新設	・ 新設する場合は、他の改修と比較して費用が低廉に抑えられる場合があり、その場合に限り保険給付の対象とすべきではないか。

○ 検討会で議論したその他6つの福祉用具・住宅改修の種目、種類については、検討の結果、保険給付の対象としない方向として結論づけられた。

(3) 福祉用具等の使用における安全性の確保について

① 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故について

消費生活用製品（一般消費者の生活の用に供される製品）の使用により、死亡、重傷、火災等の事故が生じた場合には、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として、経済産業省より公表されているところである。

福祉用具貸与・販売及び住宅改修（以下「福祉用具等」という。）における福祉用具及び使用部材（製品）は、消費生活用製品に該当するものであり、当方としても、福祉用具等に係る重大製品事故が起きた場合は、経済産業省からの情報提供に基づき、注意喚起とともに使用に当たっての安全性の確保等につき、各都道府県、関係団体に対し周知するとともに、各都道府県に対し管内市町村、関係団体、利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いしているところである。

各都道府県・保険者におかれでは、同法の内容及び当該事故情報にご留意されるとともに、福祉用具等が利用者の心身状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、継続的な使用状況の確認等により利用者が適切に使用でき、福祉用具等の利用に当たっての安全性が確保されるよう、ご尽力をお願いしたい。

② 福祉用具臨床的評価事業の実施について

福祉用具の製品欠陥、誤使用等による事故事例を踏まえ、使用に当たっての安全性を確保し、利用者の保護を図ることが喫緊の課題である。

そのため、福祉用具について、経済産業省の行う製品の品質を示すJISマーク制度と相まって、利用者及び利用場面を想定した「製品の利便性」（=使い勝手）について評価を行う福祉用具臨床的評価（安全性・操作性・機能性等）事業を行うことを平成21年度予算（案）として計上しているところである。

各都道府県・保険者におかれでは本事業の動向にご留意願くとともに、今後、安全に利用されるための参考とされたい。

10. 高齢者の生きがいと健康づくりについて

(1) 元気高齢者支援対策事業について

ア 事業の背景等

地域社会においては新たな活動基盤としてNPO法人等が参画した地域づくり、まちづくり等の新しい動きが活発化しているところであり、これらの取り組みにより、社会参加の意欲がある高齢者が活動する場を得ることは、高齢者がその能力を最大限に發揮し、生きがいを持って生活していくために大変有意義なことであることから、都道府県事業として「元気高齢者支援対策事業」を昨年度創設したところであるので、貴職においてはその更なる活用にご配慮願いたい。

イ 平成21年度予算(案)の概要

- 予算(案)額 53,874千円
- 負担割合 国1／2、都道府県1／2
- 実施主体 都道府県(※)

※ ただし、都道府県は、事業の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができると認められる法人等に委託できる。

(政令指定都市、中核市、その他市町村への委託は認められない)

また、平成21年度予算(案)において計上した、前記2(2)及び(3)に示す「高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)」及び「生活(介護)支援サポーター」養成支援事業により養成された者等が都道府県において連携を行うために必要な経費についても、本事業の対象とすることとしている。

なお、詳細については後日要綱等により連絡することとしているのでご留意願いたい。

(2) 老人クラブについて

ア 老人クラブの重要性

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織であり、地域のニーズに応じた様々な活動展開を行うことで、高齢者の生きがいと健康づくりを進めてきたところである。

その取り組み内容は、高齢者の閉じこもり予防や次世代育成支援、地域の再構築等の社会を取り巻く様々な問題に対応したものであり、平成17年に広島県や栃木県で発生した児童をめぐる痛ましい事件を背景に、全国規模で地域の見守り活動を展開するなど、その活動は、今や地域の担い手として欠くことができないものであると認識しているところである。

また、老人クラブは、全国各地に活動組織を展開するとともに、全国規模の民間団体ネットワークとしても有数のものであり、厚生労働省としても高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加の促進の観点から、その活動に対して引き続き支援していくこととしているところである。

イ 平成21年度予算(案)

平成20年度予算において、老人クラブ活動等の促進を図るために、老人クラブ関連事業を拡充、整理したところであり、平成21年度予算(案)においても、前年同額を計上しているところである。

このため、各都道府県・指定都市・中核市においては、都道府県・指定都市老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う生きがいづくり及び健康づくり活動について、その必要性・重要性について再度認識していただくとともに、所要の財源措置等に御配慮願いたい。

なお、市町村老人クラブ連合会は、個々の単位老人クラブと連携し、より実効性が高まる活動(例：市町村を挙げて取り組む環境美化や防犯・防災活動など)を展開するとともに、高齢者を取り巻く悪質商法被害の予防や交通事故防止等の安全対策

に対する意識啓発など、行政と一体となった情報伝達機能も有し、単位老人クラブ活動と地域社会をつなぐ牽引役を担っているところである。

したがって、各都道府県・指定都市・中核市におかれでは、都道府県・指定都市老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会、単位老人クラブが行う生きがいづくり及び健康づくり活動について、その必要性・重要性について再度認識していただきたい。

(3) 明るい長寿社会づくり推進機構について

4.7 都道府県に設置されている「明るい長寿社会づくり推進機構」は、従来より高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため①組織づくり、②人づくり、③気運づくりを積極的に推進しきたところであり、特にねんりんピックの開催にあたっては選手派遣等において御尽力いただいているところである。

しかし、今後はこれらに加え、老人クラブ連合会や高齢者の生きがいづくり、健康づくり関係団体などとの連携促進を積極的に図っていくことにより、県内の団塊の世代等の生きがいづくりや健康づくりを推進するにあたっての中核機関として位置づけていただくとともに、その事業推進に支障が生じないよう各都道府県においては所要の財源措置にご配慮願いたい。

(4) 全国健康福祉祭(ねんりんピック)について

ア ねんりんピックへの積極的な取組みについて

今年度は昨年10月25日から28日まで「かごしまで 元気・ふれ合い・ゆめ噴火」をテーマに第21回かごしま大会を、常陸宮両殿下をお招きして開催したところである。予選会や選手団の派遣等に当たって都道府県、指定都市の方々にはひとかたならぬ御支援、御尽力をいただいたところであります、厚く御礼申し上げます。

高齢者の社会参加、健康づくり及び地域間、世代間の交流は活力ある長寿社会の

形成に今後とも欠くことのできない重要な課題である。各自治体においては、健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント等各種イベントにできるだけ多くの高齢者の方々が参加できるよう、「都道府県明るい長寿社会づくり推進機構」や各種団体とともに参加の機会の確保について特段の御配慮をお願いする。

また、多くの自治体にあっては地方版ねんりんピックの開催に御努力されていると承知しており、健康増進、文化活動の推進を図る観点から引き続き積極的な取組みについても御配慮願いたい。

イ 第22回北海道・札幌大会（ねんりんピック北海道・札幌2009）

- ・テーマ ねんりんに 夢を大志を 青春を
- ・期 日 平成21年9月5日(土)～9月8日(火)
- ・会 場 札幌市をはじめ15市町

選手募集については、「第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会の概要(参考資料1)」を参照されたい。また、できる限り多くの選手が参加できるよう管内関係機関への周知について御協力いただきたい。

ウ 北海道・札幌大会における「長寿社会・私の主張」等の作品募集

全国健康福祉祭の一環として、「長寿社会・私の主張」、「長寿社会・小学生作文」及び「長寿社会・小学生の絵」の募集の協力依頼については、別途通知(参考資料2)したところであるが、できる限り多くの作品が出品されるよう管内関係機関への周知及びリーフレットの配布について御協力いただきたい。

エ 今後の開催予定

- 第23回(平成22年度) 石川県
- 第24回(平成23年度) 熊本県
- 第25回(平成24年度) 宮城県、仙台市
- 第26回(平成25年度) 高知県

第27回(平成26年度) 栃木県

第28回(平成27年度) 山口県

第29回(平成28年度) 長崎県

開催地が決定又は内定している自治体にあっては、今後、開催期日等の内容を決定する際には、例年、介護支援専門員実務研修受講試験を10月の第4日曜日に実施していること等を勘案の上、日程等を調整されたい。

○第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会の概要

選手の募集を行う種目を中心に記載したものであり、全国健康福祉祭全般の詳細については、別途大会実行委員会から送付される「開催要領」を参照願いたい。

1 会期 平成21年9月5日(土)～9月8日(火)

2 募集チーム数等

(1) スポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ 一 ム 数 等	参加費	募集方法
卓 球	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
テ ニ ス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男4・女2]、登録選手8以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	同 上	同 上
ソフトテニス	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手6[男3・女3]、登録選手8以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	同 上	同 上
ソフトボール	同 上	1チーム15人以内 ※チームは男性で編成 (監督1、選手9、登録選手15以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	同 上	同 上
ゲートボール	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手5[女2～4]、登録選手8以内) 各府県・政令指定都市: 3チーム、都: 6チーム	同 上	同 上
ペ タ ン ク	同 上	1チーム4人以内 (監督1、選手3[女1以上]、登録選手4以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	同 上	同 上
ゴ ル フ	同 上	1チーム3人 (ハンディキャップ25以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	1人 1,000円 (一般は別途)	同 上
マ ラ ソ ン	高齢者: 60歳以上 一般: 年齢制限なし	高齢者の部 各府県・政令指定都市: 6人、都: 12人 (3km・5km・10km 各2人、都は各4人) * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般は別途)	同 上 及び一般は公募
弓 道	60歳以上	1チーム8人以内 (監督1、選手5[女1以上]、交替選手2以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
剣 道	同 上	1チーム8人以内 (監督1、選手5、交替選手2以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	同 上	同 上

* 上記表中「募集チーム数等」欄の政令指定都市には札幌市は含まない。

* 北海道、札幌市の募集チーム数等は別途定める。

(2) ふれあいスポーツ交流大会

種 目	参加資格	募 集 チ 一 ム 数 等	参加費	募集方法
パーク・ゴルフ	高齢者: 60歳以上 一般: 年齢制限なし	高齢者の部 1チーム4～8人[男女各2以上] 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般は別途)	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦 一般は公募
グラウンド・ゴルフ	60歳以上	各府県・政令指定都市: 6人、都: 12人	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
ウォーカリー	高齢者: 60歳以上 一般: 恵川市民	高齢者の部 1チーム5人 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム * 一般は別途定める	1人 1,000円 (一般は別途)	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦 一般は公募

* 上記表中「募集チーム数等」欄の政令指定都市には札幌市は含まない。

* 北海道、札幌市の募集チーム数等は別途定める。

種 目	参加資格	募 集 チ 一 ム 数 等	参加費	募 集 方 法
太 極 拳	60歳以上	1チーム8人以内(監督1、選手6~7) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
ソフターボール	同 上	1チーム9人以内 (監督1、選手8[男女各3以上]、登録選手8以内) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	同 上	同 上
サッカー	同 上	1チーム20人以内 (監督1、選手11、登録選手19以内)	同 上	同 上
水 泳	同 上	各府県・政令指定都市: 8人[男4・女4] 都: 16人[男8・女8]	同 上	同 上
ボウリング	同 上	1チーム2人以内(監督兼選手1、選手1) 各府県・政令指定都市: 2チーム、都: 4チーム	同 上	同 上

* 上記表中「募集チーム数等」欄の政令指定都市には札幌市は含まない。

* 北海道、札幌市の募集チーム数等は別途定める。

(3) 福祉・生きがい関連イベント

種 目	参加資格	募 集 チ 一 ム 数 等	参加費	募 集 方 法
囲碁	60歳以上	1チーム3人(男2・女1) 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	1人 1,000円	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦
将 棋	同 上	1チーム3人 各府県・政令指定都市: 1チーム、都: 2チーム	同 上	同 上
俳 句	高齢者(60歳以上 一般: 初蔵未満 当日句: 制限なし)	募集句: 高齢者の部・一般の部(全国公募) 当日句: 当日参加者から募集 ※ 1人2句以内(当季雑詠)の投句	無 料	事前公募 及 び 当日募集
美 術 展	60歳以上	・日本画の部 　・洋画の部 　・彫刻の部 ・工芸の部 　・書の部 　・写真の部 各府県・政令指定都市: 各部2点、都: 各部4点	無 料	各都道府県 ・政令指定 都市の推薦

* 上記表中「募集チーム数等」欄の政令指定都市には札幌市は含まない。

* 北海道、札幌市の募集チーム数等は別途定める。

3 参加申込

平成21年5月1日(金)から6月1日(月)の期間に、各都道府県・政令指定都市の所管部局若しくは明るい長寿社会づくり推進機構等を通じて大会実行委員会へ申し込むこと。(別途、開催要領で定める。)

* 俳句の募集句については、平成21年3月1日(日)から4月30日(木)までである。

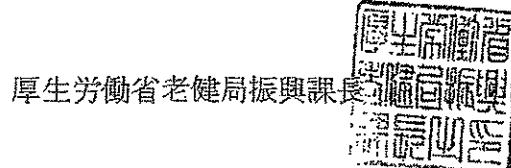
* 美術展については、平成21年5月1日(金)から5月29日(金)までである。

4 参 考

60歳以上: 昭和25(1950)年4月1日以前に生まれた人

老振発 第 1210001 号
平成20年12月12日

各 都道府県
全国健康福祉祭主管部(局)長 殿
指定都市



第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会における「長寿社会・私の主張」等
コンクール作品募集について

全国健康福祉祭（ねんりんピック）の推進につきましては、平素より格別の御協力を
いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会における「長寿社会・私の主張」、
「長寿社会・小学生作文」及び「長寿社会・小学生の絵」コンクールの作品募集を別紙
要綱のとおり実施するため、関係機関へリーフレットを配布することといたしました。
つきましては、貴管内の関係機関への周知及びリーフレットの配布について、御協力
方よろしくお願ひいたします。

なお、リーフレットについては、別途、財団法人長寿社会開発センターから送付する
ことといたしております。

担 当 老健局振興課 主任調査員 鶴蘭 孝司

電 話 03-5253-1111 (内線3935)

「長寿社会・私の主張」コンクール募集要綱

1. 趣 旨

豊かで活力ある長寿社会の実現に向けて、シルバー世代の方々自身が積極的に生きがいと健康づくり活動に取り組まれることは、とても重要な課題です。

「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」は、長寿社会のあり方について、各世代の人々がともに考える機会を提供するとともに、健康づくりについての意識の啓発、スポーツレクリエーション活動の振興、高齢者の社会参加活動の促進を図るための全国的な祭典として開催されるものです。

第22回全国健康福祉祭北海道・札幌大会（ねんりんピック北海道・札幌2009）は平成21年9月5日（土）から8日（火）までの4日間、「ねんりんに 夢を大志を青春を」をテーマに開催されますが、その一環として60歳以上の方々を対象に「長寿社会・私の主張」を募集します。

2. 主 催

厚生労働省 北海道 札幌市 （財）長寿社会開発センター

3. 後 援

(株)共同通信社 (財)児童健全育成推進財団
(社福)全国社会福祉協議会 (財)全国老人クラブ連合会
(社福)テレビ朝日福祉文化事業団 (社)日本新聞協会
(社)日本図書館協会 (社)日本ペンクラブ

4. 協 賛

(財)フランスペッド・メディカルホームケア研究・助成財団

5. 募集要領

- ①内 容 高齢者の積極的な健康づくり、社会貢献、文化・学習・スポーツ活動、就業・就学など、その生活を豊かで明るくいきいきとするものに関して、家庭、職場、地域社会との関わりの中で具体的経験を通じて考えたこと、意見、主張を作文で募集。表題は自由。
- ②資 格 60歳以上の方（昭和25年4月1日以前に生まれた方）
- ③規 格 縦書きA4サイズ 400字詰め原稿用紙5枚以内
(ワープロ原稿は20字×20行の縦書きとします)
- ④記載事項 応募用紙に①表題、②氏名（フリガナ）、③生年月日、④年齢、⑤自宅住所、⑥電話番号、⑦本コンクールを知ったきっかけ、⑧現在の職業または前職を記載の上、作品に添付。
- ⑤締め切り 平成21年4月30日（木）（当日消印有効）
- ⑥賞 厚生労働大臣賞 1編（副賞 金100,000円）
北海道知事賞 1編（副賞 金 70,000円）
札幌市長賞 1編（副賞 金 70,000円）
(財)長寿社会開発センター理事長賞 1編（副賞 金 70,000円）
審査委員特別賞、佳作 若干

6. 審査委員（予定）

- ・ 阿刀田 高（作家、社団法人 日本ペンクラブ会長）
- ・ 落合 恵子（作家、子どもの本の専門店 クレヨンハウス代表）
- ・ 金平 輝子（前日本司法支援センター理事長）
- ・ 原田 曜（社会保障問題評論家、元NHK解説委員）
- ・ 藤原 房子（ジャーナリスト）
- ・ 糸井 克己（（財）長寿社会開発センター専務理事）

7. 応募上の注意事項

- ① 応募作品は未発表のものに限ります。
- ② 応募は一人一編に限ります。提出後の作品内容の変更はお受けできません。
- ③ 選考に関するお問い合わせには応じられません。
- ④ 入賞作品は入賞者の氏名とともに公表します。
- ⑤ 入賞作品の全ての権利は、（財）長寿社会開発センターに帰属します。（作品の展示やポスター等での使用の他、当センターが認めた関係団体誌上等での使用があります。）
- ⑥ 応募作品は返却いたしません。（作品の控えは各自でお持ち下さい。）

8. 入賞発表

発表は、平成 21 年 7 月下旬です。入賞者の方に直接通知いたします。また、下記ホームページおよび誌上に掲載する予定です。

- ・財団法人 長寿社会開発センターホームページ
- ・ねんりんピック北海道・札幌 2009 ホームページ
- ・「月刊福祉」（社会福祉法人 全国社会福祉協議会発行）
- ・「全老連」（財団法人 全国老人クラブ連合会発行）
- ・「ひょうひょう」（財団法人 長寿社会開発センター発行）等

9. 表彰式

厚生労働大臣賞、北海道知事賞、札幌市長賞、（財）長寿社会開発センター理事長賞の各受賞者に対して、ねんりんピック開催期間中の平成 21 年 9 月 6 日（日）、札幌市民ホール（札幌市*平成 20 年 1 月現在命名権を募集中のため、今後名称が変わる可能性があります。）において実施します。また、審査委員特別賞および佳作については、ねんりんピック終了後、表彰状、副賞を送付します。

10. 入選作品集の作成

各入賞作品は冊子にまとめた上、入賞者、関係者に送付します。

11. 個人情報の取り扱い

応募作品に係る個人情報については、応募者本人の同意がある場合を除き、作品の

審査、応募者との連絡、賞品等の発送、作品の展示、入賞作品に関する報道機関等への発表および作品集、全国健康福祉祭総合プログラム・公式記録集、当センターホームページ等への掲載以外の目的で使用することはありません。

また、作品審査作業等において、事務を当センター以外の者に委託する場合には委託業務に必要な範囲内でそのものに提供することがあります。

1 2. 応募作品の送付先及びお問い合わせ先

〒105-8446 東京都港区虎ノ門3-8-21 虎ノ門33森ビル8階

財団法人 長寿社会開発センター「長寿社会・私の主張」等コンクール事務局

TEL 03-5470-6753（企画振興部振興課）